

御成町地区の住居表示がかわる

7月20日から新住所に

私たちがいままで使っていた住所をわかりやすくするために、国では、「住居表示に関する法律」を定めております。

大館市でも、この法律にもとづいて、「住居表示審議会」を設けて準備してきました。

市の実施予定によると、3年計画で旧市内全部を新住居表示に切替えることにしており、第1次は長木川以北の全町内、第2次は、大町通りを境にした西側、第3次は、大町通りを境にした東側の全町内をそれぞれ新住居表示に切替する計画です。

そこで、長木川以北（御成町地区）の準備を終えた市では、去る7月20日、この地区に新しい表居表示を実施する旨の告示をしました。

新住居表示の告示によって、御成町地区の方々の住所はすべて変更になり、どこの家でも、どこの会社などもすべて市役所がきめた新しい町名、街区番号、住居番号を用いなければならないことになりました。そのため、昔から用いられていた護摩木道下、松木境などの字名は、この7月20日以降は使用しないこととなります。また、この地区への郵便は新住所によって発送しなければなりませんのでご注意ください。

◆ 使われなくなった町名および字名
(但し現住所として)

○五丁目

- 松木境、板子石境、清水堰合、下岱野清水、二本杉後、二本杉下、中道三角、清水堰添、清水田、石仏、石仏後、松木道掛上り、万吉川原、大中道下、川中一本柳、観音堂後、二本杉前、護摩木道下、護摩木道上、堂宮、有浦道下、有浦道上、上岱野道下、通町橋上、通町橋下

◆ 新しく使われる町名

- 御成町一丁目～御成町四丁目
- 有浦一丁目～有浦六丁目
- 中道一丁目～中道三丁目
- 清水一丁目～清水三丁目

◆ 住居表示実施の通知書

長木川以北の全世帯には、住居表示を実施する旨の通知書を差し上げております。通知書には、実施前の住所と、

新しい住所——町名、街区番号、住居番号——がそれぞれ記入してありますので7月20日からはこの新しい住所が用いられています。

(例) 糸田スエさんの場合

◎実施前の住所

大館市宇松木境9番地

◎実施後の住所

—新町名— | 街区番号 | 住居番号 |
大館市 御成町1丁目 1番 6号

なお、係の手違いで通知書がとどかない方がおりましたら市役所の住居表示担当者へご連絡ください。

◆ 街区表示板と住居表示板

新しい住所を知っていても、たずねる家がすぐわかるように、各街区の目抜き通りには、新町名と街区番号が書かれた金属製の表示板がはられてありますし、各家々の戸口にはこれまた、金

属製の住居番号がはられてありますので、知人などをたずねる際は容易に行けることとなります。

◆ 無料ハガキの利用は早めに

新住居表示の通知とともに各世帯にハガキ20枚づつを無料で差しあげておりますので、住所が変わったことは早めに知人や取引先に連絡してください。

◆ 各種公簿の住所変更

住民票、戸籍の附表、印鑑登録、選挙人名簿などは、新住居表示によって市役所で書きかえます。

◆ 法人などの住所変更

市に変更登記申請書がありますので、これを法務局へもって行って住所変更をしていただきます。

◆ 土地、建物所有者の住所変更

これも市に土地、建物所有権者の登記名義人表示変更登記申請書がありますのでこれで変更することができます。

◆ 運転免許書、酒、タバコ小売店の住所変更

それぞれ住所変更が必要であるものについては、市では、無料で証明書を発行しますので、証明書を必要なときは、市役所までおいでいただきます。

◆ 家屋を新築されたとき

新住居表示による住所をきめなければなりませんので、新築された場合はすぐ市役所にお知らせ願います。市では、さっそく係員を派遣し、新住所をきめます。

